次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
後進地域特例法適用団体等補助率差額	（略）	後進地域特例法適用団体補助率差額	（略）
（略）		（略）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号の規定は、平成三十年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百十九号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第二項及び第六項、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号）附則第九項並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号）附則第二条第七項及び第三条第六項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示

第一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後		改正前	
負担金の区分	支払の方法	負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）	（略）	（略）

一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

（注）　元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該災害復旧等）及び当該農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。

二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）

改正後		改正前	
負担金の区分	支払の方法	負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）	（略）	（略）

一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

（注）　元利均等年賦支払の支払期間の始期は、当該管理に係る農業用用排水施設を生じた国営土地改良事業（当該事業が完了するまでの間において当該農業用用排水施設につき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合にあつては、当該事業及び当該災害復旧）及び当該農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置の全てが完了した年度の翌年度の初日とする。

二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）